



NEWS RELEASE

2020年9月吉日
山形信用金庫

事業承継時に経営者保証を不要とする新しい保証制度 「事業承継特別保証」の県内第1号の取組みについて

山形信用金庫（理事長 山口 盛雄）は、令和2年4月に全国統一で制定された事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな保証制度「事業承継特別保証」を活用した事業承継支援を、山形県信用保証協会及び公益財団法人山形県企業振興公社のご協力を得て実施いたしました。本保証制度による事業承継支援は県内第1号の取り組みとなります。

本保証制度は、後継者が事業承継を拒否している理由の約6割が借り入れに対する経営者保証の引継ぎであることを解決するため、個人保証脱却・政策パッケージとして国が打ち出した保証制度です。

山形市内のお取引先であるA社は、代表者が高齢になったことに伴い、長年勤務していた従業員の1人に事業を引き継ぐことを模索しておりましたが、経営に失敗した場合に経営者保証を引継ぐことにより、多額の債務を負う可能性があることからこれまで固辞されてきました。

当金庫は、この事業承継に関する課題を解決するため本保証制度を紹介し、要件に合致したことから本保証制度活用による既存借入金の借り換えを行い、経営者保証を解除し、事業承継後の経営者にかかる負担の解決に至りました。

事業承継上の最大のネックであった後継者の経営者保証が解決し、社内の経営体制も併せて刷新されたことで、新体制での営業継続に結びついております。

当金庫は引き続き事業承継を重要な地域課題と位置づけ、山形県事業承継ネットワーク（山形県企業振興公社）と連携し、本保証制度を活用した事業承継支援に取り組み、お取引先中小企業者の事業承継の円滑化に向けて支援してまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
山形信用金庫 融資部 加藤・石澤
TEL：023-632-2161